## (株)ワトワメディカルの事業計画の一般廃棄物焼却施設の技術上の基準に対する適合状況

## ○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則のうち、該当する条項

条	項	号		省令条文	(株) ワトワメディカルの事業計画	基準への適合状況	申請書の記載箇所
4条	1項	1号		自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対し て構造耐力上安全であること。	自重・積載荷重その他の荷重、地震力に対しては、プラント機器は「火力発電所の耐震設計規程」に準拠し、建築物については建築基準法及び国交省・建築構造設計基準に従い設計し、構造耐力上の安全を確保する。また温度応力を軽減するため、焼却炉高温部全てに耐火物を打設し、外殻鋼板の温度を低減する。	適合していると認められる。	・産業廃棄物処理施設の技術上の基準(構造 基準)に対する適合状況
		3号		ごみ、ごみの処理に伴い生ずる排ガス及び排水等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。	腐食防止対策として以下の対策を講じる。 1)各機器共通事項 ケレン・清掃後腐食防止塗装を施工する。 2)煙道、誘引通風機及び煙突 排ガス結露防止対策として、グラスウールによる保温施工を行う。 3)集じん装置(バグフィルタ) 結露防止対策として要所に電気ヒータを設置し加熱すると共に保温施工を行う。 4)ガス冷却室 高温及び低温腐食を避けるため、ケーシング内部に耐火・耐水・耐酸キャスタをライニング施工する。	適合していると認められる。	・産業廃棄物処理施設の技術上の基準(構造 基準)に対する適合状況
		4号		ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な構造 のものであり、又は必要な設備が設けられていること。	廃棄物は、容器を用いて屋内で保管する。 また、以下の悪臭防止対策をする。 1)廃棄物を搬入するプラットホーム内を二次押込送風機の吸引により常に負圧にする。 2)感染性廃棄物は、専用容器に封入して保冷庫で低温保管する。	適合していると認められる。	<ul><li>・保管計画書</li><li>・その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項</li><li>・産業廃棄物処理施設の技術上の基準(構造基準)に対する適合状況</li></ul>
		5 <del>号</del>		著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。	1)騒音対策 騒音の発生する機器を防音壁を採用した専用室内に設置する。 2)振動防止対策 原則として、振動の発生する機器を強固な鉄筋コンクリート基礎上にアンカーボルトにて 固定する。	適合していると認められる。	・産業廃棄物処理施設の技術上の基準(構造 基準)に対する適合状況
		6号		ごみの保有水及びごみの処理に伴い生ずる汚水又は廃液が、漏れ出し、及び地下に浸透しない構造のものであること。	施設から排水を放流しない。なお、灰汚水は、水中ポンプで炉下コンベヤに再循環使用する。	適合していると認められる。	・フローシート(図面番号T-2507) ・排ガス及び排水の処理系統図 ・燃焼計算書 ・産業廃棄物処理施設の技術上の基準(構造 基準)に対する適合状況
		7号		焼却施設(次号に掲げるものを除く。)にあつては、次の要件を備えていること。	_	-	_
				法第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設(同項に規定する熱回収施設をいう。第四条の五、第五条の五の五から第五条の五の七まで、第五条の五の十及び第五条の五の十一において同じ。)である焼却施設にあつては外気と遮断された状態でごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それ以外の焼却施設にあつては外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それぞれ設けられていること。ただし、環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。	燃焼室と供給装置の間に二重ダンパを設けることにより、燃焼室と外気を常に遮断した	適合していると認められる。	・機器配置断面図(図面番号T-2506) ・焼却炉・ガス冷却室組立図(図面番号T- 2588) ・産業廃棄物処理施設の技術上の基準(構造 基準)に対する適合状況
			]	次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。	_	_	_
			(1)	燃焼ガスの温度が摂氏八百度以上の状態でごみを焼却することができるものであること。	燃焼計算書のとおり、800℃以上で燃焼する。また、助燃バーナを設置し、二次燃焼室での燃焼ガス温度を800℃以上にする。	適合していると認められる。	<ul> <li>焼却炉・ガス冷却室組立図(図面番号T-2588)</li> <li>燃焼計算書</li> <li>産業廃棄物処理施設の技術上の基準(構造基準)に対する適合状況</li> </ul>

1

条	項	号		省令条文	(株) ワトワメディカルの事業計画	基準への適合状況	申請書の記載箇所
			(2)		燃焼計算書及び容量計算書のとおり、800℃以上で燃焼し、2秒以上滞留できる容量に 設計している。	適合していると認められる。	<ul><li>・燃焼計算書</li><li>・容量計算書</li><li>・産業廃棄物処理施設の技術上の基準(構造基準)に対する適合状況</li></ul>
			(3)	外丸と遮断されたものであること。	二重ダンパを設けて、外気と遮断した状態で廃棄物を投入する。また、誘引通風機により常に負圧とする。 焼却炉下部の灰出部においては、炉下コンベヤの冷却水により水封する。炉下コンベヤ 内の水位は一定に制御する。	適合していると認められる。	・機器配置断面図(図面番号T-2506) ・焼却炉・ガス冷却室組立図(図面番号T- 2588) ・産業廃棄物処理施設の技術上の基準(構造 基準)に対する適合状況
			(4)	燃焼ガスの温度を速やかに(1)に掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。	焼却炉立上げ時、炉内温度を800℃以上に昇温できる助燃バーナを設置する。	適合していると認められる。	・焼却炉・ガス冷却室組立図(図面番号T- 2588) ・産業廃棄物処理施設の技術上の基準(構造 基準)に対する適合状況
			(5)	燃焼に必要な量の空気を供給できる設備(供給空気量を調節する機能を有するものに限る。)が設けられていること。	燃焼に必要な供給空気量を調節する機能を持つ押込送風機を設置する。	適合していると認められる。	・フローシート(図面番号T-2507) ・焼却炉・ガス冷却室構造図 ・産業廃棄物処理施設の技術上の基準(構造 基準)に対する適合状況
		^			焼却炉に熱電対を設置し、燃焼ガスの温度を連続的に測定し、中央制御室に設ける記録計に記録する。	適合していると認められる。	・焼却炉・ガス冷却室組立図(図面番号T-2588) ・産業廃棄物処理施設の技術上の基準(構造 基準)に対する適合状況
		=		集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度 以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむ ね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあつて は、この限りでない。	集じん装置(バグフィルタ)入口燃焼ガスを200℃以下に冷却できる水噴霧式のガス冷却設備(ガス冷却室)を設置する。	適合していると認められる。	<ul><li>・焼却炉・ガス冷却室組立図(図面番号T-2588)</li><li>・排ガス及び排水の処理系統図</li><li>・燃焼計算書</li><li>・産業廃棄物処理施設の技術上の基準(構造基準)に対する適合状況</li></ul>
		<b>.</b>			集じん装置(バグフィルタ)入口に温度計を設置し、燃焼ガスの温度を連続的に測定し、中央制御室に設ける記録計に記録する。	適合していると認められる。	・集じん装置組立図(図面番号T-2590) ・産業廃棄物処理施設の技術上の基準(構造 基準)に対する適合状況
		^		上の文牌が生しないように9 ることができる排刀人処理設備 (げい) ( た於土まる百度の機能も方まるまのに限る ) が	排ガスの集じん装置(バグフィルタ)を設置するとともに、消石灰およびダイオキシン類の捕集効果に優れた活性炭を集じん装置入口煙道に噴霧し、排ガス中に含まれる有害物質(ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、ダイオキシン類)を高効率で除去する。	適合していると認められる。	・集じん装置組立図(図面番号T-2590) ・排ガス及び排水の処理系統図 ・フローシート(図面番号T-2507) ・容量計算書 ・産業廃棄物処理施設の技術上の基準(構造 基準)に対する適合状況
		ŀ		焼却施設の煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の 濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設け られていること。	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、記録する。	適合していると認められる。	・集じん装置組立図(図面番号T-2590) ・産業廃棄物処理施設の技術上の基準(構造 基準)に対する適合状況
		Ŧ		ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる 灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。ただし、当 該施設において生じたばいじん及び焼却灰を溶融設備を用 いて溶融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併 せて処理する場合は、この限りでない。	焼却炉底部から排出される焼却灰(燃え殻)とバグフィルタで捕集されたばいじんは、分離して排出する。	適合していると認められる。	・機器配置断面図(図面番号T-2506) ・フローシート(図面番号T-2507) ・燃焼装置の灰排出機構 ・飛灰処理設備フロー ・産業廃棄物処理施設の技術上の基準(構造 基準)に対する適合状況
		IJ		次の要件を備えた灰出し設備が設けられていること。	_	_	_

条	項	号		省令条文	(株) ワトワメディカルの事業計画	基準への適合状況	申請書の記載箇所
			(1)	ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のもの であること。	【ばいじん】 ばいじんは、密閉したダスト処理装置で、キレート剤と水を均一に混合・混練(加湿混練)し、重金属を固定化した上で、処理物コンテナで貯留する。 【焼却灰】 焼却灰は、炉下コンベヤ内の水槽で加湿冷却し、灰コンテナに貯留する。	適合していると認められる。	・フローシート(図面番号T-2507) ・飛灰処理設備フロー ・産業廃棄物処理施設の技術上の基準(構造 基準)に対する適合状況
			(4)	ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤 及び水を均一に混合することができる混練装置が設けられ ていること。	ばいじんにキレート剤と水を均一に混合して混練(加湿混練)するダスト処理装置を設ける。	適合していると認められる。	・フローシート(図面番号T-2507) ・飛灰処理設備フロー ・産業廃棄物処理施設の技術上の基準(構造 基準)に対する適合状況
		15号		施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全 上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備 が設けられていること。	施設から排水を放流しない。なお、灰汚水は、水中ポンプで炉下コンベヤに再循環使用する。	適合していると認められる。	・フローシート(図面番号T-2507) ・排ガス及び排水の処理系統図 ・燃焼計算書 ・産業廃棄物処理施設の技術上の基準(構造 基準)に対する適合状況
4条の5	1項	1号		施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	産業廃棄物の投入量を記録し、施設の処理能力を超えないように管理する。	適合していると認められる。	・産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上 の基準に対する適合状況
		2号		焼却施設(次号に掲げるものを除く。)にあつては、次のとおりとする。	_	_	_
		[	ſ	ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合 には、常時、ごみを均一に混合すること。	ピットクレーン方式ではないため、非該当。	_	_
		ı	1	燃焼室へのごみの投入は、法第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設である焼却施設にあつては外気と遮断した状態で行い、それ以外の焼却施設にあつては外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。	燃焼室と供給装置の間に二重ダンパを設けることにより、燃焼室と外気を常に遮断した	適合していると認められる。	・機器配置断面図(図面番号T-2506) ・焼却炉・ガス冷却室組立図(図面番号T- 2588) ・産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上 の基準に対する適合状況
			١,	燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保つこと。	助燃バーナにより燃焼ガス温度を制御し、二次燃焼室での燃焼ガス温度を800°C以上にする。	適合していると認められる。	・焼却炉・ガス冷却室組立図(図面番号T- 2588) ・産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上 の基準に対する適合状況
		=	=	焼却灰の熱しやく減量が十パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあつては、この限りでない。	十分な燃焼時間を設け、予熱した燃焼空気を供給して安定燃焼することにより、焼却灰の熱灼減量が10%以下となるように焼却する。	適合していると認められる。	・産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準に対する適合状況
		7	ħ	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、 炉温を速やかに上昇させること。	焼却炉を立上げる時は、助燃バーナを用いて炉内温度を800°C以上に昇温する。	適合していると認められる。	・焼却炉・ガス冷却室組立図(図面番号T- 2588) ・産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上 の基準に対する適合状況
			\	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、 炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	運転を停止する時は、確実に炉の立下げを行うため、助燃バーナを用いて炉温を800℃ 以上に保ちながらごみを燃焼し尽くす。	適合していると認められる。	・焼却炉・ガス冷却室組立図(図面番号T- 2588) ・産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上 の基準に対する適合状況
				燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録 すること。	焼却炉に熱電対を設置し、燃焼ガスの温度を連続的に測定し、中央制御室に設ける記録計に記録する。	適合していると認められる。	<ul><li>・焼却炉・ガス冷却室組立図(図面番号T-2588)</li><li>・産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準に対する適合状況</li></ul>

条	項	号		省令条文	(株) ワトワメディカルの事業計画	基準への適合状況	申請書の記載箇所
			Ŧ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度 以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度 を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができ る場合にあつては、この限りでない。	水噴霧式のガス冷却設備(ガス冷却室)により、集じん装置(バグフィルタ)入口の燃焼ガ	適合していると認められる。	・焼却炉・ガス冷却室組立図(図面番号T-2588)  ・排ガス及び排水の処理系統図  ・燃焼計算書  ・産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上  の基準に対する適合状況
			IJ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度(チのただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。	集じん装置(バグフィルタ)入口に温度計を設置し、燃焼ガスの温度を連続的に測定し、中央制御室に設ける記録計に記録する。	適合していると認められる。	・集じん装置組立図(図面番号T-2590) ・産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上 の基準に対する適合状況
			ヌ	冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去 すること。	圧縮空気を集じん装置の濾布の内側へ噴射し、ばいじんを払い落とす。冷却設備底部 に堆積したばいじん及び集じん装置下部に堆積したばいじんは、ダスト搬出装置により 排出する。		・フローシート(図面番号T-2507) ・飛灰処理設備フロー ・産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上 の基準に対する適合状況
			JL	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であつて、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録するものにあつては、この限りでない。		適合していると認められる。	・排ガス及び排水の処理系統図 ・産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上 の基準に対する適合状況
			Ŧ	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続 的に測定し、かつ、記録すること。	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、記録する。	適合していると認められる。	・集じん装置組立図(図面番号T-2590) ・産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上 の基準に対する適合状況
			7	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第二の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度※以下となるようにごみを焼却すること。 ※ 処理能力2t/h未満の場合、ダイオキシン類濃度5ng/m³	適切な操業及び維持管理により、焼却炉内におけるダイオキシン類の発生を抑制するとともに、集じん装置(バグフィルタ)入口煙道に薬品(活性炭)を噴霧し、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度を基準値(5ng/㎡)以下の1ng/㎡以下とする。	適合していると認められる。	・申請書第2面(排ガスの性状等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値及び排ガスの性状の測定頻度に関する事項)・排ガス及び排水の処理系統図・産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準に対する適合状況
			ħ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を六月に一回測定し、記録する。	適合していると認められる。	・申請書第2面(排ガスの性状等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値及び排ガスの性状の測定頻度に関する事項) ・産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準に対する適合状況
			3	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにする こと。	排ガスの集じん装置(バグフィルタ)を設置するとともに、消石灰およびダイオキシン類の 捕集効果に優れた活性炭を集じん装置入口煙道に噴霧し、排ガス中に含まれる有害物質(ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、ダイオキシン類)を高効率で除去する。	適合していると認められる。	<ul><li>・排ガス及び排水の処理系統図</li><li>・産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準に対する適合状況</li></ul>
			ş	煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。		適合していると認められる。	<ul><li>・排ガス及び排水の処理系統図</li><li>・燃焼計算書</li><li>・産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準に対する適合状況</li></ul>

条	項	号		省令条文	(株) ワトワメディカルの事業計画	基準への適合状況	申請書の記載箇所
			V	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、 第四条第一項第七号チのただし書の場合にあつては、この 限りでない。	焼却炉底部から排出される焼却灰(燃え殻)とバグフィルタで捕集されたばいじんは、分離して排出する。	適合していると認められる。	・機器配置断面図(図面番号T-2506) ・フローシート(図面番号T-2507) ・燃焼装置の灰排出機構 ・飛灰処理設備フロー ・産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上 の基準に対する適合状況
			ネ	ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤 及び水を均一に混合すること。	ばいじんにキレート剤と水を均一に混合して混練(加湿混練)するダスト処理装置を設ける。	適合していると認められる。	・フローシート(図面番号T-2507) ・飛灰処理設備フロー ・産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上 の基準に対する適合状況
			7	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、 消火器その他の消火設備を備えること。	火災の発生を防止するために、燃えやすい物を貯留する施設を中心に、消火栓設備及 び消火器を必要箇所に備えるなど、消防法に基づいた必要な措置を講じます。	適合していると認められる。	・産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上 の基準に対する適合状況
		10号		ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置 を講ずること。	廃棄物は、容器を用いて屋内で保管する。 また、以下の悪臭防止対策をする。 1)二次押込送風機の吸引により、廃棄物を搬入するプラットホーム内を常に負圧にする。 2)感染性廃棄物は、専用容器に封入して保冷庫で低温保管する。	適合していると認められる。	<ul><li>・保管計画書</li><li>・その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項</li><li>・産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準に対する適合状況</li></ul>
		11号		蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清掃を常に行い、清潔を保持する。また、害虫 及び害獣の侵入を防止する。	適合していると認められる。	<ul><li>・その他産業廃棄物処理施設の維持管理に 関する事項</li><li>・産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上 の基準に対する適合状況</li></ul>
		12号		著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	1)騒音対策 騒音の発生する機器を、防音壁を採用した専用室内に設置する。 2)振動防止対策 原則として、振動の発生する機器を強固な鉄筋コンクリート基礎上にアンカーボルトにて 固定する。	適合していると認められる。	<ul><li>・その他産業廃棄物処理施設の維持管理に 関する事項</li><li>・産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上 の基準に対する適合状況</li></ul>
		13号		施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全 上の支障が生じないものとすること。	施設から排水を放流しない。なお、灰汚水は、水中ポンプで炉下コンベヤに再循環使用する。	適合していると認められる。	<ul><li>・フローシート(図面番号T-2507)</li><li>・排ガス及び排水の処理系統図</li><li>・燃焼計算書</li><li>・産業廃棄物処理施設の技術上の基準(構造基準)に対する適合状況</li></ul>
		14号		前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を 講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検 査を行うこと。		適合していると認められる。	・維持管理マニュアル ・その他産業廃棄物処理施設の維持管理に 関する事項 ・産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上 の基準に対する適合状況
		16号		施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置(法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。)の記録を作成し、三年間保存すること。	施設の維持管理に関する点検等の内容について記録し、3年間保存する。	適合していると認められる。	<ul><li>・その他産業廃棄物処理施設の維持管理に 関する事項</li><li>・産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上 の基準に対する適合状況</li></ul>